

○法務省
厚生労働省 令第一号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八
条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のよ
うに定める。

令和二年二月二十五日

法務大臣 三好 雅子

厚生労働大臣 加藤 勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省令
第三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

別表第一

一～五 (略)

六 その他(七職種十作業)

職種	作業	試験	試験実施者
(略)	(略)	(略)	(略)
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造技能実習評価試験	一般社団法人全国コンクリート製品協会
製造	接客・衛生管理作業	宿泊技能実習評価試験	一般社団法人宿泊業技能試験センター
宿泊			

七 (略)

別表第二

一～六 (略)

七 その他(十六職種二十八作業)

職種	作業
(略)	(略)
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造
宿泊	接客・衛生管理作業

八 (略)

別表第一

一～五 (略)

六 その他(六職種九作業)

職種	作業	試験	試験実施者
(略)	(略)	(略)	(略)
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造技能実習評価試験	一般社団法人全国コンクリート製品協会
製造	製造		
(新設)			

七 (略)

別表第二

一～六 (略)

七 その他(十五職種二十七作業)

職種	作業
(略)	(略)
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造
(新設)	

八 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。